

「部落差別解消推進法」 を教材とした人権学習

大分県教育庁人権・同和教育課

目次

活用にあたって	2
---------------	---

1 教職員の理解を深めるために

(1) 「部落差別解消推進法」の理解を深めましょう	4
(2) 部落差別解消のための政策と経緯	6
(3) 大分県民意識調査から見る部落差別の状況	7
(4) 法律全文（原文のまま）	8
(5) 法律全文（わかりやすい言葉バージョン）	9

2 法律を教材とした授業実践のために

授業づくりの手引き	10
児童生徒ワークシート 資料①	13
児童生徒説明用 資料②	14
保護者用 資料③	15

活用にあたって

「部落差別解消推進法」そのものを教材とした人権学習に取り組みましょう。

●作成の背景

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布・施行されました。本法律では、現在もなお部落差別が存在し、その解消のために教育及び啓発の果たす役割が大きいことが示されています。

これまでに大分県教育庁人権・同和教育課では、以下の4つの資料を提示してきました。

- ① 「個人権課題（小一中一高）学習系統表＜同和問題編＞」（平成28年）
- ② 「『部落差別解消法』より学ぶ」（平成29年）
- ③ 「人権の『授業づくり』のすすめかた」（平成30年）
- ④ 「おおいたの部落問題学習」（平成31年）

これまでの取組を踏まえ、本書は、「部落差別解消推進法」を教材とした人権学習を行うための参考資料として作成しました。本資料は＜教職員自身の法律への理解を深めるため＞と＜法律を教材とした授業実践のため＞の2つで構成しています。各学校の状況に応じて修正・改善の上、本資料をご活用ください。

●なぜ「部落差別解消推進法」を教材とした人権学習が必要か

まず、「部落差別は存在する」ということを教職員と児童生徒が共通理解した上で、人権学習に取り組むことが大切です。

例えば何の場面設定もなく「部落差別はあると思うか？」と児童生徒に問いかけたとします。児童生徒の中には、自分の既習経験や実体験をもとにして考える子どももいるとは思いますが、多くの子どもは考えることが難しいかもしれません。つまり、部落差別を見たことがない、聞いたことがない子どもは「部落差別はない」や「あってもたいしたことはない」と誤った認識をしてしまうかもしれません。

部落差別は、見えにくい差別であると言われます。実際に差別に苦しむ人は、さらなる差別を恐れ、その事実を声に出すことができにくいのです。厳しい差別の現実が、差別の可視化を阻んでいます。つまり「もうないのでは」や「過去のことだ」と捉えるのではなく、「自分が見えていないだけかもしれない」という意識を持って、差別を見抜こうとする姿勢が重要なのです。法律をもとに「部落差別は存在する」という前提のもと、「自分はどうか」を考えることが大切です。

●小・中・高での扱いの考え方

小中高連携のもと、「どの段階で授業を行うのが良いのか」や「法律を学ぶ前に学習しておくこと」や「法律の学習がその後の部落問題学習にどうつながるのか」等を踏まえて実践を行うことが大切です。

授業では「どのような法律なのか」や「法律がなぜできたのか」等に関して、教職員と生徒が、授業の中で考え・話し合うことを通して、「部落差別が存在する」「解消のためには教育と啓発が必要」ということの実感・納得を深めていきます。学年の発達段階等については、以下のようなことに配慮すると良いでしょう。

小学校では

小学校では、法律の内容を深く子どもに考えさせるのは、難しいかもしれません。そこで、法律の内容だけに踏み込むのではなく、「わかりやすい言葉バージョン」を使います。他の教材を使って部落問題学習を行った際に、補足的に法律に触れ、部落差別が今もあることを確認するなどが考えられます。

中学校・高等学校では

中学校や高等学校の発達段階では、「部落差別解消推進法」そのものを教材とし、内容の理解を深める授業ができると考えます。本資料で示した学習の手引きや資料を参考に、「どのような法律なのか」や「なぜ法律ができたのか」について考え、部落差別解消の必要性を実感できる授業を目指してほしいと考えます。

●保護者への啓発の考え方

差別の解消のためには、より多くの人々が法律の存在を知り、法律を守って行動しようとするのが大切です。その意味でも、学習内容を学校内で閉じることなく、学習したことや「部落差別解消推進法」の内容を家庭にも周知することで、より大きな成果につながると考えます。本書では、保護者配付資料の参考となるようリード文付きの「わかりやすい言葉バージョン」を掲載しています。これについても、各校の実態を踏まえて修正の上、増し刷りして配付するなど、学校ごとに工夫した取組を進めてください。

本書に掲載した資料やこれまで提示した資料については、大分県教育庁人権・同和教育課のホームページにも掲載しています。 [部落問題学習 大分県](#) で検索してください。

1 教職員の理解を深めるために

(1) 「部落差別解消推進法」の理解を深めましょう

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」は平成28年(2016年)12月16日に公布・施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

部落差別の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど、本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案、又は、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。「部落差別解消推進法」の趣旨をふまえ、解消に向け積極的に取り組むことが必要です。

どのような法律なのでしょう？

〈法律の概要〉

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法で新たに示された。(第一条)
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。(第一条)
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。(第五条)

人権学習でのポイント

第五条「教育の必要性」により、全ての学校において、部落差別解消のための教育に取り組むことが示されました。学校においては、地域の実態や特性を生かし、全教職員の工夫による実践を行うことが必要です。

なぜ、今 法律ができたのでしょうか？

〈社会的背景〉

- インターネットの普及により部落差別は拡大し、悪質化している。(「匿名性」を利用し、無責任な差別的言動が増えている)
 - ➔ 特定地域の動画配信、差別発言の横行等
- 「戸籍謄本等不正取得事件(プライム事件)」「全国部落調査」復刻版出版事件など相継ぐ差別事件が起こっている。

人権学習でのポイント

正しく学んでいない子どもが、誤った情報に触れたとき、子ども自身が差別者になってしまうことがあります。つまり、子どもが誤った情報を鵜呑みにしないためや、部落差別のおかしさをきちんと判断することができるように正しい教育が必要です。

未だに残る部落差別(例)

『全国部落調査』復刻版出版事件

どのような事件なのか

- ①平成28年2月 鳥取ループ・示現舎が『全国部落調査』の復刻版(1936年)書籍を発行し、販売するという情報をホームページに掲載。『全国部落調査』とは、戦前に中央融和事業協会が調査し、まとめたもので、全国の部落地名、戸数、職業、生活程度等が記載されている。
- ②鳥取ループは自身のウェブサイトで『全国部落調査』の掲載を含む全国の同和地区の所在地および部落解放同盟の幹部の名前、住所、電話番号を掲載した。

どのような問題があるのか

『全国部落調査』復刻版の発行とウェブサイトへの掲載は、結婚や就職における身元調査、土地差別調査などの部落差別を誘発・助長する行為である。

- ①について平成28年3月、横浜地裁は差別を助長する図書であるとし、出版・販売を禁止する仮処分決定を出した。
- ②については、掲載サイトからの削除仮処分が認められたが、ミラーサイト等が存在しており、現在も閲覧できる状況。

※本事件は、あくまで一例です。この他にも残念ながら悪質な部落差別事件が発生しています。

どのような『差別解消法』があるのでしょうか？

3つの『差別解消法』が成立 → 個別の法律で差別の解消をめざそうという方向性

- 平成28年4月「障害者差別解消法」
(正式名「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)
- 平成28年6月「ヘイトスピーチ解消法」
(正式名「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)
- 平成28年12月「部落差別解消推進法」
(正式名「部落差別の解消の推進に関する法律」)



人権学習でのポイント

これらの個別の差別解消法は、社会的な少数者への差別をなくそうとする法律です。つまり、それぞれの差別の特性をとらえ、被差別の立場に立って考える必要があります。差別をなくす主体者は自分自身であるという立場で考えることが重要です。

(2) 部落差別解消のための政策と経緯

どのような取組が「部落差別解消推進法」につながっているのでしょうか。

33年間にわたり対策事業を実施

昭和40年(1965年) 「同和対策審議会答申」

- 同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重大な社会問題であることや、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示された。

昭和44年(1969年) 「同和対策事業特別措置法」 施行【時限立法】

- 同和対策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業が実施された。

昭和57年(1982年) 「地域改善対策特別措置法(地対法)」 施行【時限立法】

昭和62年(1987年) 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」 施行【時限立法】

平成5年(1993年) 同和地区生活実態把握等調査(総務庁地域改善対策室)

- 住環境面の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、まだ十分な成果が上がっていないことが明らかになった。

平成8年(1996年) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」 <意見具申>(地域改善対策協議会)

- 同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるという認識を示す。更に、この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わる問題の解決につなげていくことを明示した。

平成12年(2000年) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」【恒久法】

平成14年(2002年) 特別措置法の期限切れ

3月に、「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

- 総合的な人権教育が進められる。一方で、部落問題学習への取組が弱まり、部落差別の現実に対する無視や軽視や、認識不足が広がってきた。

平成28年(2016年) 『部落差別の解消の推進に関する法律』 施行【恒久法】

- 全ての学校・地域で、部落差別を解消するための教育及び啓発をしっかりと進めて行く必要がある。部落問題をしっかりと教え、部落差別解消のための知的理解と人権感覚を高めるための主体的な教育活動が求められる。

(3) 大分県民意識調査から見る部落差別の状況

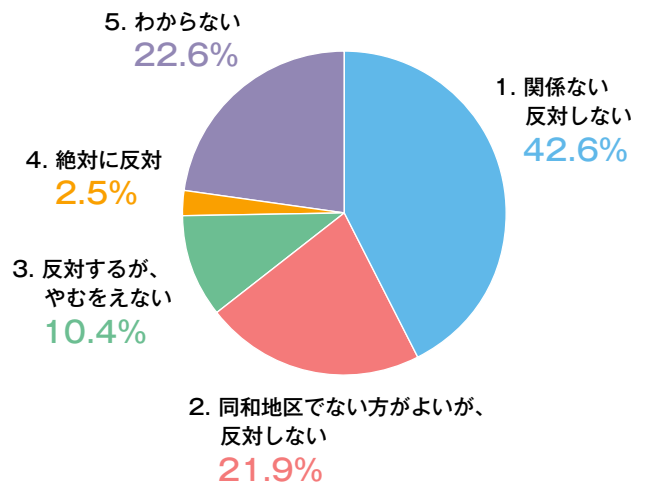
大分県では、2008年(平成20年)、2013年(平成25年)と5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施しています。最新の調査は、2018年(平成30年)の6月～7月に県内有権者の0.5%にあたる5,000人に調査票を郵送して実施しました。(有効回収率 40.4%)

以下の問いから、大分県民の部落差別に対する意識の現状について考えてみましょう。

問い：

あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか(どうすると思いますか)

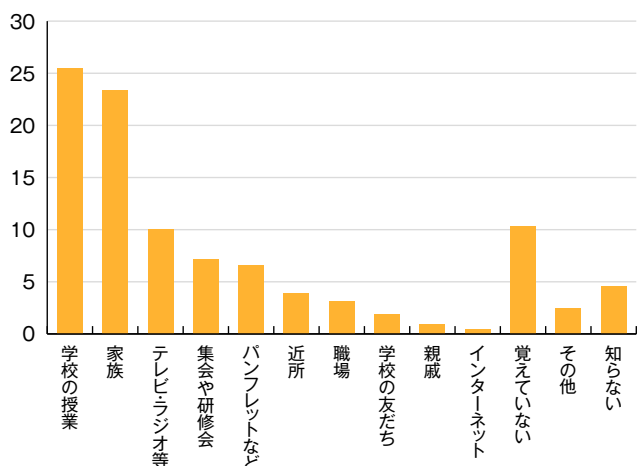
2や3の回答は、結果として結婚を認めるものかもしれません。しかし21.9%の「同和地区でない方がよい」や10.4%の「反対するがやむをえない」は、同和地区の人を避けようとする差別意識が働いています。また、5の「わからない」の22.6%の人は、今後の教育と啓発によっては、差別をする方にもしない方にも変わる可能性もあります。このように見ると、大分県でも、部落差別解消に向けた取組はまだまだ道半ばであり、更なる取組が必要であることは明らかです。



問い：

同和問題(部落差別問題)を初めて知ったきっかけは何ですか？

きっかけは、「学校の授業で習った」が25.5%で一番多くなっています。一方で、「近所」「友だち」「インターネット」などで知った人は、場合によって、間違った認識がすり込まれることもありえます。つまり、部落差別の解消には教育の果たす役割が大きいことは明らかです。学校教育を通して、正しく学び、正しく考えることが重要です。



じっくり
読んで
みましょう

(4) 「部落差別の解消の推進に関する法律」全文

(目的)

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って**部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である**ことに鑑み、**部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的**とする。**

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。**

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、**部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。**

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、**部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。**

(相談体制の充実)

第四条 国は、**部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。**

2 地方公共団体は、**国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。**

(教育及び啓発)

第五条 **国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。**

2 **地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。**

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、**部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。**

(注) 下線・太字は人権・同和教育課記入

対象に応じて、
こちらも
ご活用ください

(5) 「部落差別の解消の推進に関する法律」全文 ～わかりやすい言葉バージョン～

(目的)

第一条 現在もなお部落差別は存在します。さらに、情報化が進んだことで部落差別の状況は変わってきています。日本国憲法にあるとおり、全ての人は基本的人権を生まれながらに持っています。このことから、部落差別は許されないもので、解消しなければならないのです。部落差別解消のための基本的な考え方や国や地方公共団体の果たすべきことを明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的とします。

(基本的な考え方)

第二条 部落差別解消のために行う取組は、「全ての国民が個人として尊重されるべきである」という考えにのっとり、「国民一人一人が『部落差別を解消することが重要である』という理解を深める」ことによって、部落差別のない社会を実現することをめざして行います。

(国及び地方公共団体の果たすべきこと)

第三条 国は、部落差別の解消のための具体的な取組を行う責任があります。また、地方公共団体は、国と連携して、その地域にあった具体的な取組を行うよう努力します。

(相談体制の充実)

第四条 国と地方公共団体は、部落差別にあった時に相談できる体制を充実させます。

(教育及び啓発)

第五条 国と地方公共団体は、部落差別の解消のために必要な教育や啓発を行います。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、地方公共団体と協力して部落差別解消のための実態調査を行います。

2 法律を教材とした授業実践のために

授業づくりの手引き

「部落差別解消推進法」は、なぜできたのか！

(1) ねらい

〈知的理解に関して〉

「部落差別解消推進法」について、法の制定の経緯や趣旨について理解させる。

〈人権感覚に関して〉

「部落差別解消推進法」が制定された理由について、部落差別が存在することに対する様々な考えを出し合う活動を通してとらえ、部落差別をなくそうとする意欲や態度を育成する。

(2) 主題設定の理由

●ねらいに対する教師の考え方

差別のない社会を実現するためには、その社会を構成する人々が真実を見極める社会的な認識能力を高めることが大切である。しかし、出自や出身地を理由に不当な扱いや差別的な言動を受けるといった問題が部落差別として、まだ日本には残っている。部落差別の解消のためには、誤った情報や認識に陥ることなく、正しい知識を身につけるとともに、部落差別を許せないとするような、価値志向的な感覚を高めることが重要となる。そのために「自分を見たことがない、聞いたことがないから部落差別は存在しない」と捉えるのではなく、「自分が気づかないだけかもしれない」というスタンスに立ち、他人事ではなく、自分のこととして捉え、解決のためにできることは何かを一人一人が考える児童生徒の育成に努めたい。

●教材の特質

部落差別の問題(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害である。「部落差別の存在を認識しようとしないう状況」や「インターネット上のウソやデマ、人を傷つけるような情報の氾濫」等、部落差別は拡大し、悪質化している。「これは、ひどい!」「もう見逃せない」という状況で、部落差別の解消のためには法律が必要という認識から法律が制定された。

法律というと、児童生徒にとっては、日常生活で意識することが少なく、ある意味『硬い』ものとしてとらえられてしまうかもしれない。しかし、「部落差別解消推進法」は、全6条の法律であるが、第1条(目的)に『部落差別』というキーワードが6回も出てきており、何を目的とした法律なのかがわかりやすいという特徴がある。このことをもとに、第1条を中心に教材を設定する授業を構築することで、部落差別解消について児童生徒が考えやすいと考える。

更に、児童生徒の学びを学校内の取り組みで閉じてしまうことなく、学習の成果を家庭に発信し、協働して取り組むことでより効果を上げることができる。保護者向けの案内文として資料③を添付しているので、ぜひ活用してほしい。

(3) 教材の構造化(法律のポイント)

●法律制定の経過

平成28年(2016年)12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が参議院本会議において可決・成立した。本法律は、平成12年(2002年)3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が失効し、いわゆる特別措置法がなくなって以来、14年9ヶ月ぶりの法律となる。

●全6条からなる法律である。

- 第一条(目的)
- 第二条(基本理念)
- 第三条(国及び地方公共団体の責務)
- 第四条(相談体制の充実)
- 第五条(教育及び啓発)
- 第六条(部落差別の実態に係る調査)

●第一条(目的)の部分を読めば、どんな法律で何のためにできたのかがわかりやすい。

第一条は、次の4つの部分に分類して考えることができる。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(目的)

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、

部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

現状認識

日本国憲法との関連

手立て

目的

(4) 学習展開例

学習活動	指導及び支援の留意点
<p>1 資料①を使い、空欄に入るキーワードを想像する。</p> <p>2 どうして法律ができたのかを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●『部落差別』の部分空欄にしたワークシート 資料①を配付する。「何を解消しようとしているのか？」等を問いかけながら、どのようなキーワードが入りそうかを話題にしながら考えさせる。 ●状況によっては、障害者差別など、他のキーワードを考える生徒もいるかもしれない。正解を求めるのではなく、様々な考えを認めつつ多様な考えを出し合えるように配慮する。 ●キーワードがわかれば終わりというわけではなく、そこから法律の条文の中身の理解・深化につなげる。生徒が部落差別をどのように捉えているかを問い、どうして法律ができたのかを話題にしながら課題を位置づける。
<p>課題：なぜ、部落差別の解消をめざす法律ができたのだろうか？</p>	
<p>3 資料②を使い、法律の中身やできた理由を詳しく知る。</p> <p>4 学習を振り返り、教師の話聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「現在もなお部落差別が存在する」や「情報化の進展に伴って」等の現状認識に関わるキーワードに着目させ、法律の条文と自分の考えの共通点や相違点をもとに考えさせる。 ●「3つの視点」を活用し、考えを深めさせる。 【自己選択・決定】 <ul style="list-style-type: none"> ●ワークシートに記述させ、自分の考えを持たせる。 【自己存在感】 <ul style="list-style-type: none"> ●個・グループ・全体 等の考えを出し合う場を工夫する。 【共感的関係】 <ul style="list-style-type: none"> ●出た考えをもとに話し合う。 ●資料を活用しながら、法律の中身やできた背景や趣旨などを説明する。社会的背景や現状等と関連させて捉えることができるよう、必要に応じて補助資料等を準備しておく。 ●「結婚差別」「就職差別」「ネット社会の部落差別」など、今後学習する内容に触れ、差別解消のために、自分はどうすればよいかを話題にしながら、今後の学習活動へつなぐ。 ●保護者用 資料③を配付し、家庭で本時の授業について話題にするように促す。

(5) 評価例

- 部落差別が存在することについて、様々な立場から考えたり話し合ったりしているかどうか。
- 部落差別解消のためにできることについて、自分事として考えたり話し合ったりしているかどうか。

下の空欄には全て同じ言葉が入ります。どのような言葉が入るでしょうか。

「の解消の推進に関する法律」

平成28年(2016年)12月16日に公布、施行

(目的)

第一条

この法律は、現在もなおが存在するとともに、情報化の進展に伴ってに関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、の解消を推進し、もってのない社会を実現することを目的とする。

課題：

〈考え〉

『部落差別解消推進法』について

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が平成28年（2016年）12月16日に公布、施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名前がついた初めての法律となります。部落差別の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業など、本人の能力や適性に関係のない質問をするといったこと、又は、インターネット上で差別を広げるような内容の書き込みがなされるといったことが発生しています。

どのような法律なのでしょう？

〈ポイント〉

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法で新たに示された。（第一条）
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。（第一条）
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。（第五条）

なぜ、今 法律ができたのでしょうか？

インターネットが普及したことで、誰でもすぐに様々な情報を入手できるようになりました。その一方で、ウソやデマ、人を傷つけるような情報なども出回るようになりました。そのため部落差別は拡大し、悪質化しています。「これは、ひどい！」「もう見逃せない」という状況から、部落差別の解消のためには、法律が必要だということになったのです。

3つの『差別解消法』ができました

- **平成28年 4 月「障害者差別解消法」**
（正式名「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）
- **平成28年 6 月「ヘイトスピーチ解消法」**
（正式名「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）
- **平成28年12月「部落差別解消推進法」**
（正式名「部落差別の解消の推進に関する法律」）

保護者の皆様

平成28年(2016年)12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の学習を行いました。現代には、部落差別をはじめとする様々な差別が残念ながら残っています。子どもたちが、それらのことを正しく学び、正しく判断し、差別解消のために行動できる力をつけてほしいと願い学習活動を進めているところです。学校と家庭が協働して取り組むことで、これらの学習の成果が更に上がると考えています。以下に、法律の全文を掲載いたします。

「部落差別の解消の推進に関する法律」全文 ～わかりやすい言葉バージョン～

(目的)

第一条 **現在もなお部落差別は存在します。**さらに、情報化が進んだことで部落差別の状況は変わってきています。日本国憲法にあるとおり、全ての人は基本的人権を生まれながらに持っています。このことから、部落差別は許されないもので、解消しなければならないのです。部落差別解消のための基本的な考え方や国や地方公共団体の果たすべきことを明らかにし、**部落差別のない社会を実現することを目的**とします。

(基本的な考え方)

第二条 部落差別解消のために行う対策は、「全ての国民が個人として尊重されるべきである」という考えにのっとり、「国民一人一人が『部落差別を解消することが重要である』という理解を深める」ことによって、部落差別のない社会を実現することをめざして行います。

(国及び地方公共団体の果たすべきこと)

第三条 国は、部落差別の解消のための具体的な対策を行う責任があります。また、地方公共団体は、国と連携して、その地域にあった具体的な対策を行うよう努力します。

(相談体制の充実)

第四条 国と地方公共団体は、部落差別にあった時に相談できる体制を充実させます。

(教育及び啓発)

第五条 **国と地方公共団体は、部落差別の解消のために必要な教育や啓発を行います。**

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、地方公共団体と協力して部落差別解消のための実態調査を行います。

ぜひ、ご家庭でもご一読いただき、差別解消のためには何ができるかを話題にしていきたいと思います。

編集者

大分県教育庁人権・同和教育課	課長	永井 弘
大分県教育庁人権・同和教育課	主任社会教育主事 兼課長補佐（総括）	川野 和人
大分県教育庁人権・同和教育課	指導主事	小原 猛
大分県教育庁人権・同和教育課	指導主事	新名 敦
大分県教育庁人権・同和教育課	指導主事	藤本 篤司

部落問題学習に活用できる様々な資料を、大分県教育庁のホームページに掲載しています。

部落問題学習 大分県 で検索してください。

「部落差別解消推進法」 を教材とした人権学習

令和2年3月 発行

編集・作成 大分県教育庁人権・同和教育課

TEL：097-506-5554

FAX：097-506-1799